

保険・年金 フォーカス

ドイツにおける追加責任準備金 (ZZR) 制度の見直しを巡る動き —財務省が改正法案を提示—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ドイツにおいては、国内の生命保険会社の法定会計において、一定のルールに基づいて強制的に追加責任準備金の積立を求める、いわゆる ZZR(Zinszusatzreserve)と言われる制度が 2011 年に導入された。昨今の低金利環境下で、この制度に基づく、追加の責任準備金積立負担が大きなものになっていることについては、基礎研レポート「[金利低下に保険監督当局はどう対応してきたのか—ドイツ BaFin の例—](#)」(2015.6.15)で報告した。さらには、そうした状況下で、保険監督当局である BaFin (連邦金融監督庁: Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht) が、2015 年度決算において、ZZR 制度の適用緩和策を導入したことを、基礎研レター「[ドイツにおける追加責任準備金 \(ZZR\) 制度を巡る動き—BaFin による適用緩和策—](#)」(2016.2.22) で報告した。

その後も、ドイツの金利環境を巡る状況は厳しく、毎年の決算において多額の ZZR の積立を余儀なくされている。また、その財源確保のために、債券の売却を行って、含み益の実現を余儀なくされることで、生命保険会社の財務状況に与える影響等が極めて大きなものとなっている。

こうした状況下で、生命保険業界等は、これまで BaFin や財務省 (Bundesministerium der Finanzen : BMF) に対して、現行の ZZR 制度の見直しについて、強い働きかけを行ってきた。一方で、ドイツの連邦議会の金融委員会は、財務省に対して、2014 年から施行されている生命保険改革法 (LVRG) の影響を評価し、これを報告するように求めていた。財務省は、これらに答える形で、6 月 28 日に「評価報告書」を金融委員会に提出して、公表した。この「評価報告書」の中で、ZZR については、BaFin による調査結果が示され、現行の制度に基づく課題が示され、その計算ルールの調整を行うべき、との結論が述べられた。

ZZR 制度の見直し案については、これまでに DAV(ドイツ・アクチュアリー会) が具体的な提案を行い、BaFin との検討も行われて、共同で開発されてきた。こうした動きについて、保険年金フォーカス「[ドイツにおける追加責任準備金 \(ZZR\) 制度の見直しを巡る動き—BaFin と DAV による新たな方式—](#)」(2018.8.7) ((以下、「前回のレポート」という)) で、報告した。

その後、財務省が9月13日にZZRを改正するドラフト法案¹を公表しているため、今回のレポートは、これについて報告する。

2—ZZR 制度について

まずは、現行のZZR制度について、これまでのレポートの内容を繰り返して、簡単に説明しておく。

1 | ZZR 制度の概要

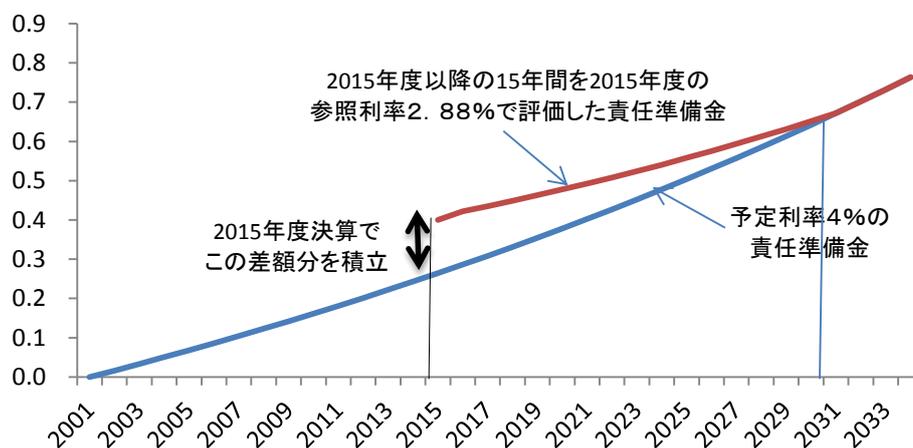
BaFin は、低金利環境が続く中で、生命保険会社の健全性の強化を図るために、2011年度決算から、新たに一定のルールに基づいて強制的に追加責任準備金の積立を求める、いわゆるZZR (Zinszusatzreserve : Additional Provision to the Premium Reserve) とされる制度を導入した。

具体的には、「ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) によって公表されるユーロの10年スワップレート²の10年平均²」に基づいて決定される「参照利率 (Referenzzins)」を算出し、この参照利率を上回る予定利率で責任準備金を算出している契約については、当初15年間はこの参照利率 (16年目以降は契約時の予定利率をそのまま) を使用して、責任準備金を再評価しなければならない。

強制的な追加責任準備金積立制度であるZZRについては、その手法等は責任準備金命令 (DeckRV) に規定されており、不足額の算出も機械的に行われる。こうして強制的に積み立てられる追加責任準備金については、将来参照利率が上昇等して、積立の必要がなくなった場合には、取り崩しが行われる。

ZZR (Zinszusatzreserve) のイメージ

2000年1月契約 (予定利率4%) の場合
— 2015年度決算でのZZR —



¹ https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze_Gesetzesvorhaben/Abteilungen/Abteilung_VII/19_Legislaturperiode/2018-Dritte-Verordnung-aenderung-von-Verordnungen-nach-Versicherungsaufsichtsgesetz/1-Referentenentwurf.pdf?blob=publicationFile&v=2

² 毎年度の数値は、毎月末数値の12ヶ月平均が使用されるが、決算年度だけは1~9月の9ヶ月平均が使用される。なお、2014年7月の生命保険改革法以前は、10年国債利回りを使用していた。

2 | ZZR 制度による追加責任準備金の積立状況

BaFin の 2017 年の年次報告書 (Annual Report) 等によれば、2017 年に生命保険業界全体で、新たに約 150 億ユーロの追加責任準備金の積立が行われ、2017 年末の残高は約 600 億ユーロとなったと想定されている。これは責任準備金の約 8%程度に相当する数値である。

(参考 1) 参照利率と追加責任準備金残高 (業界全体) の推移

年度	参照利率	追加責任準備金残高	備考
2011	3.92%	15億ユーロ	責任準備金の0.24%
2012	3.64%	72億ユーロ	
2013	3.41%	128億ユーロ	予定利率3.5%契約が初めて対象
2014	3.15%	212億ユーロ	予定利率3.25%契約が初めて対象 責任準備金の3%程度
2015	2.88%	320億ユーロ	
2016	2.54%	441億ユーロ	予定利率2.75%契約が初めて対象 責任準備金の6%程度
2017	2.21%	約 600億ユーロ	予定利率2.25%契約が初めて対象 責任準備金の8%程度

また、ドイツの格付会社アセクラータ (Assekurata) によると、2017 年末の業界全体での保有契約の平均予定利率は 2.77%程度であったが、追加責任準備金の積立により、これが 2.03%程度となり、結果として 74bp の平均予定利率の低減効果が生み出された形になっている、としている。

ただし、現在のような低金利環境が続くのであれば、新規投資と再投資の利回りは 2%未満とならざるを得ず、2%という保証水準の利回りも持続的には達成できないことから、さらなる ZZR の積立が求められてくることになる。

3—今回の ZZR 制度の見直し案について

今回の ZZR 制度見直し案について、[前回のレポート](#)の内容を一部繰り返すと以下の通りである。

今回、BaFin と DAV (ドイツアクチュアリー会) によって開発された見直し後の ZZR 制度の方式は、「回廊法 (コリドー法)」(Korridor Methode) と呼ばれているものである。その具体的な内容は、DAV の資料に基づく、以下の通りである。

「 $x\%$ 較正を用いた 2M」、「回廊法 (コリドー法)」とも呼ばれるものは、参照利率を以下の算式で決定する。

基本的な考え方としては、「参照利率の変動を (前年数値と過去 1 年の平均値の差の) 一定の範囲内に収めることで、金利変動に対する参照利率の変動を緩やかに設定する。」方式である。

- ・RefZ_beizul (j-1) = 前年の参照利率
- ・RefZ_Ziel (j) = 現行の手順による参照利率
- ・BaseZ (j) = 年 j の年間平均値
- ・Deviation_max (j) = $x\% * \text{Abs}(\text{RefZ_beizul}(j-1) - \text{BaseZ}(j))$
最大偏差 : 前年の参照利率と過去 1 年の平均値の $x\%$

・ObGr (j) = RefZ_beizul (j-1) + Deviation_max (j) 上限

・UntGr (j) = RefZ_beizul (j-1) - Deviation_max (j) 下限

・RefZ_beizul * (j)

= RefZ_Ziel(j)。 UntGr (j) ≤ RefZ_Ziel (j) ≤ ObGr (j) の場合

= ObGr (j) ; ObGr (j) < RefZ_Ziel (j) の場合

= UntGr (j) ; RefZ_Ziel (j) < UntGr (j) の場合

上限と下限の範囲内

・RefZ_beizul (j)

= RefZ_beizul (j-1)

; RefZ_beizul * (j) < RefZ_beizul (j-1) < BaseZ (j)

又は RefZ_beizul * (j) > RefZ_beizul (j-1) > BaseZ (j) の場合

= RefZ_beizul * (j) ; その他

上記数値が一定の条件を満たす場合、前年の参照利率に据置

(金利が上昇しているのに上記数値が前年数値を下回る場合や金利が下降しているのに上記数値が前年数値を上回る場合)

即ち、新しい方式によれば、参照利率は、毎年、最大「前年の参照金利と現行方式に従って算出される現在の参照金利との差額の一定割合 x (%)」でしか変動しない、ことになる。現行方式に比べて、金利下落時には参照利率の引き下げが遅くなり、金利上昇時には参照利率の引き上げが遅れることになる。

また、この計算式に現われる x % が「X ファクター」と呼ばれ、金利の変動のスピードを表すことになる。この割合が議論的になっていたが、今回の財務省のドラフト法案では x=9、即ち「9%」となっている。

なお、保険業界団体は、x % については、6.5% とより小さい (= 変動の小さい) X ファクターの設定を要望していたようだが、財務省のドラフトはこれよりも大きな変動とする案となっている。

4—今回の見直し案による影響

1 | 参照利率及び ZZR 積立額への影響

今回の見直し案による参照利率や ZZR 積立額への影響については、[前回のレポート](#)でドイツの格付会社アセクラータ (Assekurata) による結果を報告しているので、ここでは概略を説明する。

10月に入って、ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) が9月のユーロの10年スワップレートを0.988%と公表したことで、2018年1月～9月の9ヶ月平均として、2018年の現行方式による参照利率は1.88%となった。

一方で、財務省によって提案されているドラフト法案による新たな回廊法による参照利率は、2.09%又は2.10% (端数処理方法による) になる。

これらに基づいて、ドイツの格付会社アセクラータ(Assekurata)の計算によると、2018年のZZRの積立額は、現行方式による約220億ユーロから、新たな方式による約70~80億ユーロへと、約140億ユーロ程度は軽減されることになる、と想定されている。

さらに、[前回のレポート](#)で報告したように、アセクラータは長期の参照利率の推移やZZR積立額の推移を予測しているが、それによれば、今後のZZR積立額については、現行方式による2023年に約1,500億ユーロに達するとの予測に比べて、そのピークが数年間は先延ばしにされ、より緩やかな形で長期にわたって、平準的に積み立てられていく形になる。

2 | その他の財務面への影響

(1)ZZR積立のための投資評価準備金の取崩の抑制

回廊法の適用により、参照利率の低下速度が極めて緩やかになることから、ZZR積立に必要な財源が大きく減少することになる。これにより、多くの保険会社が、債券等の含み益である投資評価準備金の取崩に依存せずに、基本的には通常の業務収益からZZR積立のための財源を確保していくことが可能になると期待されている。

(2)毎年の財源圧迫による保険契約への配当への影響

回廊法の適用により、現行方式によるここ数年の多額のZZRの積立とその後の取崩という大きな変動が回避されることになる。これにより、ZZRの積立が長期的に安定化・平滑化され、各保険年度における個々の保険契約者の負担が軽減されることになる。また、毎年の剰余への影響が平準化されることで、世代を超えた保険契約者間の公平性の確保が可能になることが期待されることになる。

(3)新契約者にも恩恵

新しい方式の採用によるプラスの影響は、投資評価準備金の不均衡な取崩が抑制され、会社の長期の投資収益の安定化をもたらすことになるため、既契約者だけでなく、今後の新規契約者も恩恵を受けることになる。

5—今回の見直し案(ドラフト法案)に対するコメント

今回のドラフト法案に対するコメントは、9月28日まで受け付けられたが、以下において、ドイツの保険業界団体であるGDV(ドイツ保険協会)とDAV(ドイツ・アクチュアリー会)のコメントを紹介する。

1 | GDV(ドイツ保険協会)

GDVは、今回の改正を歓迎するコメントを公表³している。

これによれば、GDVは、「変更された方法論は、準備金の進展、予定利率の削減及び資金調達要件の改善をもたらす。被保険者は、より公平な利益参加の恩恵を受ける。」と述べている。

³ <https://www.gdv.de/de/themen/politische-positionen/stellungnahmen/versicherungswirtschaft-begruesst-aenderungsvorschlag-fuer-zinszusatzreserve-36114>

また、現在の金利のままで推移した場合に、今回の改正が無ければ、ZZRは2023年に1,350億ユーロとなり、その後直ぐに再び取り崩されていくことになるが、新しい方式によれば、2024年までにZZRは約800億ユーロに増加していくことに留まり、安全クッションとしての役割を保持しつつ、不必要に加速して積み立てられることなく、適度に成長していくことになる、と述べている。

さらに、「提案された調整は、2018年の法的及び計画の確実性を保証するために、できるだけ早く実施されるべきである。」として、法案の早期成立を要望している。

2018年9月28日

保険業界は追加責任準備金（ZZR）に対する提案された改正を歓迎する

ドイツの保険業界は、追加責任準備金（ZZR）の計算の変更に関する連邦財務省の提案を明白に歓迎する。結果として、変更された方法論は、準備金の進展、予定利率の削減及び資金調達要件の改善をもたらす。被保険者は、より公平な利益参加の恩恵を受ける。

追加責任準備金（ZZR）は、新興の低金利フェーズにおいて、被保険者の保証給付の長期資金調達のための追加バッファを構築するための有効な手段として、2011年に導入された。合計で、2017年末にZZRに約600億ユーロが留保された。変更がなければ、ZZRの構造は今後数年間に一定の金利において不必要に加速することになる。それは2023年に倍増して1,350億ユーロとなり、その後直ぐに再び取り崩されていくことになる。

安全クッションは保持される

このハンプバックは、保証を融資するために不必要な支出を生み出し、異なる世代の被保険者に不均衡な負担をもたらす。金利回廊の導入が提案されたことで、2024年以降のZZRのさらなる発展と予想される削減は、被保険者の保証給付のキャピタルゲインと資金調達要件とよりよく調整されることになる。これまでに構築された安全クッションは維持され、又は適度に拡張される。変化のない金利環境では、新しい方法論は、2024年までにZZRが約800億ユーロに成長することを可能にする。その時、保険会社は、全ての保証に対して約1.25%の利息を得なければならない。

提案された調整は、2018年の法的及び計画の確実性を保証するために、できるだけ早く実施されるべきである。

2 | DAV（ドイツ・アクチュアリー会）

DAV（ドイツ・アクチュアリー会）は、以下のコメントを公表⁴している。

これによれば、DAVは、「法案で提案されている保険数理上の引当金繰入額の改正は、保険契約者に付与された金利保証を確保するために保険会社の資金を持続的に使用することを可能にする。DAVは、現在の金利環境を踏まえた対応が急務であることを踏まえて、改訂された手続きが2018年の財

⁴ https://aktuar.de/politik-und-presse/positionen-und-stellungnahmen/Stellungnahmen/2018-09-24_DAV-Stellungnahme_DeckRV_ZZR.pdf

務諸表に適用されることを非常に肯定的なことであると考えている。」と述べて、GDVと同様に、財務省の法案に賛意を示すとともに、2018年での対応の必要性を強調している。

2018年9月24日

2018年9月14日のVAGに従って命令を改正する第3の命令のドラフトについて 追加責任準備金（ZZR）の変更

2011年に導入された追加責任準備金は、ドイツ・アクチュアリー会（DAV）の観点から、近年の生命保険の安定化に大きく貢献している。しかし、低金利の継続的な期間において、責任準備金命令（DeckRV）及び年金基金監督命令（PFAV）に定められた基準金利の決定方法は、新たな金利の状況に適応されるべきであることが明らかになった。

したがって、DAVは、基準金利の年次変動が将来制限されるべきであるという事実を明確に歓迎する。その結果、追加責任準備金の設定と償還の両方が、従来の方法よりも現在の金利状況により適した適切なステップで行われる。これは、2011年と比較した現在の金利状況に適用されるだけでなく、可能な将来の金利の可能性の非常に広い範囲にも適用される。法案で提案されている保険数理上の引当金繰入額の改正は、保険契約者に付与された金利保証を確保するために保険会社の資金を持続的に使用することを可能にする。

DAVは、現在の金利環境を踏まえた対応が急務であることを踏まえて、改訂された手続きが2018年の財務諸表に適用されることを非常に肯定的なことであると考えている。

6—まとめ

今回の財務省のドラフト法案については、2018年決算から適用されることが想定されている。

保険業界は、今回の法律改正が、例えば夏までにとこのような形で、より早期に行われることを期待していたが、実際には2018年の第3四半期末を迎えても最終的には決着していない状況になった。ただし、今回の財務省のドラフト法案の提示及びそれに対する関係団体からの反応を受けて、一定の決着が図られ、年内に改正が実現されていくことが想定されている。

生命保険各社の間では、2018年決算に向けて、今回の改正を一定程度織り込んで、投資評価準備金の実現化等の対応を抑制してきた会社が多いようであるが、一方で既に改正前の現行方式に基づいた財源計画を立てて、財源の実現化を図ってきた会社もあるようである。その意味では、まさにGDVやDAVが要望しているように、各社の決算対策に関係する不確実性の解消に向けて、今後できる限り早期に法案が成立していくことが望まれることになる。

ドイツのZZR制度については、日本の生命保険会社等にとっても非常に関心の高いテーマであることから、今後のZZR制度を巡る法案の動向等については、引き続き注視していくこととしたい。

以上